

県立文化施設を活用した文化団体等の活動再開支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、文化活動の縮小等を余儀なくされた個人または団体が文化活動の再開に向け、三重県総合文化センターのホール等及び三重県立美術館県民ギャラリー（以下「ホール等」という。）を活用して公演等を実施することに対し、当該文化活動に要する経費について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、環境生活部関係補助金等交付要綱（令和2年三重県告示第584号）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公演等 演劇や音楽等を舞台において公演等することやギャラリーで作品を発表すること、またはそのための準備や練習等
- (2) ホール等 別表1に定める施設

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次の基準をすべて満たす個人または団体
 - ア 住所又は活動の拠点が三重県内にある個人又は団体であること
 - イ 文化活動の実績があり、現に活動を行っていること
 - ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、展覧会や公演等の活動機会が失われるなど、今後の文化活動の継続が困難になっていること
 - エ 再開期以降に、補助対象となった文化活動の公開を予定していること
- (2) 上記の規定にかかわらず次の団体は補助の対象としない
 - ア 市町および市町が出資した施設管理を目的とする法人
 - イ 文化の振興以外の主たる目的をもって活動する団体（政治、宗教、営利等を目的とする団体）

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号をすべて満たす活動とする。

- (1) ホール等を利用して実施する文化的な活動（演奏、演技、作品展示等、その練習等も含む）
- (2) 広く一般に発表を行うまたはその予定のある活動（コンクールへの出場やインターネットを活用した発表を含む）

2 前項の規定に関わらず、次の活動は補助の対象としない。

- (1) 文化の振興以外の主たる目的を持って行う活動
- (2) 特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動

3 申請は1者につき1回限りとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表2に定めるところとする。ただし、

特に知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から市町等補助金を減じた額に補助率を乗じて得た額及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定により、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

2 事業の着手は原則として補助金交付決定に基づき行うものとするが、事業の遂行上必要な理由がある場合は事前着手届（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、補助金の交付申請があったときは、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 申請者は、第7条による交付申請後において、補助事業の内容の変更及び補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ変更交付申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業計画の軽微な変更についてはこの限りでない。なお、知事は、承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(2) 申請者は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項第一号に規定する事業計画の内容の軽微な変更とは以下のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更にあつては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助金の支出額に変更を生じないもの又は減額の変更であつて変更を生じる支出額が交付申請書（第1号様式）に記載の補助事業に要する経費全体の20%以内であるもの。

(2) 経費の配分の変更にあつては、交付申請書（第1号様式）に記載の補助事業に要する経費の内訳等の区分相互間における流用であつて、いずれの区分においてもその変更額が補助事業に要する経費全体の20%以内であるもの。

(申請の取り下げ)

第10条 申請者は、第8条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、交付決定（変更交付決定）の日から15日以内であれば、申請の取り下げをすることができる。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、次のいずれか早い期日までに実績報告書

(第5号様式)に収支決算書を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 事業が完了した日から起算して30日を経過した日

(2) 補助金の交付決定のあった年度の3月31日

(補助金の請求)

第12条 申請者は、補助金の額の確定通知を受けた後、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第6号様式)により行う。

(決定の取消)

第13条 知事は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助金の交付の申請、計画変更及び実績報告について不正の事実があったとき。

(2) 申請者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 前各号のほか補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定による処分をした場合については、その内容を申請者に通知するものとする。

(書類の整備)

第14条 申請者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 当該補助金の交付に関しては、この要領及び三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号)、環境生活部関係補助金等交付要綱、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

(附則)

1 この要領は、令和2年9月1日から施行し、令和3年3月31日をもって廃止するものとする。

(附則)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行し、令和3年3月31日をもって廃止するものとする。

別表1（第2条関係）

ホール等	三重県総合文化センター	大ホール 中ホール 小ホール 多目的ホール 第1ギャラリー 第2ギャラリー
	三重県立美術館	県民ギャラリー

別表2（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
ホール等施設利用料（楽屋及び附属設備を含む）、当該施設の利用の際に必要な感染症対策用消耗品費（マスク、消毒液等）	2分の1以内	200,000 円